

# 西三河都市計画事業安城北部土地区画整理事業 事業計画概要

縮尺五千分之一  
設計図



## 第1 土地区画整理事業の名称等

1. 土地区画整理事業の名称  
西三河都市計画事業安城北部土地区画整理事業
2. 施行者の名称  
安城市

## 第2 施行地区

本地区内の名称は次のとおりである。

安城市星町：笠林、五郎兵衛、里南、浅挂、柳田、西山越、北山越、  
南山越、中山越、里池、野池田、東野池、中野池、西野池、  
山越、内イ山及び東側の各区域。

北大通寺、南大通寺、川田、下田、城ノ内、前田、荒井、  
早稻田、高瀬字、御池畠、新屋敷、用木木、南八幡、東  
原田、南井畠、池ノ浦、大通寺、大道山、東大通及び足  
寄りの各一部

今木町：一丁目、二丁目及び四丁目の各一部

東栄町：横根畠、北高瀬、南高瀬、野池及び野池畠の各全幅  
二丁目、二丁目、横原、馬込塚、高根及び東大通山の各  
一部

今池町：南丁目及び上池の各一部

衣星町：南裏の一部

施行面積：154.61 ha

## 第3 設計の概要

土地区画整理事業の目的

本地区は、名鉄名古屋本線と安城駅に隣接しており、また国道一号線、県道春田一西郷、豊田安城線等の主要幹線道路があり、交通に恵まれていることから、住宅地として適している。民間による宅地開発も行われ、スプロール化が進行し、平均に都市高設等の

整備を図る公費があるので、本事業を施行し公共施設の整備改善と土地の利用増進を図り、良好な環境の新市街地を造成するものである。

## 第4 事業実施期間

自 平成6年5月28日(事業計画の決定の公告日)

至 平成26年3月31日

## 第5 建築行為等の制限について

土地区画整理事業施行地区内は建築行為等の制限を受けます。  
建築物等を建築しようとする方は建築確認申請にあたって土地区画  
整理法第16条第1項の規定により許可を受けなければなりません。